

たちかわし
立川市

だい 5 じ たぶんかきょうせいすいしん ぷ ら ん
第5次多文化共生推進プラン

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



令和7（2025）年

たちかわし
立川市

「**多文化共生**」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

「**外国人市民**」とは、一般的に本市に生活拠点を有する外国人を表しますが、本プランにおいては、日本国籍を有しない人に加え、日本国籍を有している外国にルーツを持つ人も含みます。

目次

第1章 第5次多文化共生推進プランの策定にあたって	3
1. プラン策定の趣旨・背景.....	3
2. 国・東京都・市の動向.....	4
(1) 国の動向.....	4
(2) 東京都の動向.....	4
(3) 市の動向.....	5
第2章 計画の概要	7
1. プランの位置づけ.....	7
(1) プランの位置づけ.....	7
(2) プランの期間.....	7
(3) SDGsの推進.....	8
2. プランの基本理念.....	8
3. 基本方針.....	9
4. 施策の体系.....	10
5. 指標と目標値.....	11
第3章 具体的な取組	12
基本方針Ⅰ コミュニケーション支援	12
1. やさしい日本語や多言語での情報提供の充実.....	12
(1) やさしい日本語の普及啓発.....	12
(2) 外国人市民に対する窓口機能の向上.....	12
(3) 多言語での情報提供.....	13
2. 日本語教育の推進.....	14
(1) 日本語を学習する機会の提供.....	14
(2) 外国人児童・生徒の日本語学習支援.....	15
(3) 日本語教室支援体制の充実.....	15
(4) 日本の文化・習慣等に関する学習機会の提供.....	16
コラム1：やさしい日本語	17
基本方針Ⅱ 生活支援	18
1. 生活に関する支援.....	18
(1) 生活に関する情報の提供.....	18
(2) 情報発信方法の充実.....	18
(3) 外国人のための相談窓口の周知.....	19
2. 外国人児童・生徒への支援.....	19
(1) 外国人児童・生徒生活支援事業等の実施.....	19
3. 災害への備え.....	20
(1) 防災意識の普及啓発.....	20
(2) 災害時における情報提供の充実.....	21
(3) 災害時における支援体制の充実.....	21
コラム2：災害時の多言語支援	22

基本方針Ⅲ 多文化共生の意識啓発と社会参画支援	23
1. 多文化共生の意識向上.....	23
(1) 多文化共生の意識啓発・醸成	23
(2) 交流機会の充実と相互理解の促進	24
(3) 国際理解の推進	24
2. 外国人市民の社会参画支援	25
(1) 外国人市民の地域社会への参加促進	25
 第4章 プランの推進に向けて	26
1. 推進体制	26
(1) 国・東京都との連携	26
(2) 地域における各主体との連携	26
(3) 庁内の連携.....	26
2. プランの進捗状況の検証・評価.....	26
(1) 多文化共生推進委員会	26
(2) 多文化共生行政推進会議.....	26
 〔資料〕	27
1. 立川市第5次多文化共生推進プラン検討会議	27
2. 市民参加	28
3. 庁内体制	29
4. 関係条例（要綱）	30
5. 立川市在住外国人アンケート調査結果（抜粋）	32
 〔資料ダウンロード〕	40

第1章 第5次多文化共生推進プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨・背景

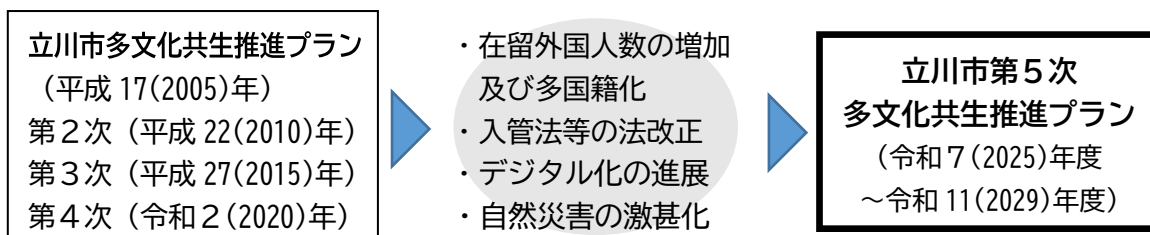
本市では平成13(2001)年から「立川市国際化推進委員会」を設置し、地域性を踏まえた独自のプランづくりに向けて検討を重ね、平成17(2005)年3月に国に先駆けて「多文化共生」という言葉を取り入れ、「立川市多文化共生推進プラン」を策定しました。その後5年ごとに改訂し、令和2(2020)年に第4次多文化共生推進プランを策定しました。

平成28(2016)年12月には「立川市多文化共生都市宣言」を行い、国籍や民族などの異なる人々が文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会の実現を目指すことを宣言しました。

市内の外国人市民は、令和7(2025)年1月1日時点では6,078人となり、70を超える国籍・地域の方が暮らしており、今後も増加することが予測されています。

さらに、デジタル化の進展や自然災害の激甚化など、社会を取り巻く状況の変化に対応するため、これまで以上に多様性・包摂性のある地域づくりが求められています。

これらを踏まえ、多文化共生施策の重要性は一層高まっており、多様な人々との相互理解を深めながら、様々な主体と連携・協働し、一人ひとりの外国人市民が地域へ参加できる住みよい地域づくりを推進するため、今後の取組の方向性を示す「立川市第5次多文化共生推進プラン」を策定しました。



立川市多文化共生都市宣言

わたしたちは、国籍や民族や文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会の実現を目指して、ここに立川市を「多文化共生都市」とすることを宣言します。

- Ⅰ 思いやりの心を持って、互いの文化を理解し尊重します。
- Ⅰ 国際的な視野を持ち、みんなで協力して、多文化共生のまちをつくれます。
- Ⅰ とともに地域社会の一員として、笑顔で交流します。
- Ⅰ やさしい気持ちで人や文化を受け入れ、多文化共生の輪をひろげます。

2016(平成28)年12月19日 立川市

2. 国・東京都・市の動向

(1) 国の動向

日本の在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3(2021)年から2年連続で減少していましたが、令和6(2024)年1月1日時点で332万3,374人と、前年に比べて32万9,535人増加し過去最多となっており、今後も増加することが予測されています。そのような中、日本における外国人を取り巻く状況は大きく変化しています。

平成31(2019)年4月に「出入国管理及び難民認定法」の改正により、在留資格「特定技能」を追加し、令和6(2024)年には、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、技能実習制度に代わり人材育成と人材確保を目的とする「育成就労」制度が創設され、今後、更なる外国人市民の流入が予測されているため、外国人材の受け入れや外国人が働きやすい環境の整備を推進しています。

また、令和元(2019)年6月には、国内外における日本語教育の機会の拡充・日本語教育の水準の維持向上等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」を施行し、外国人が不自由なく日常生活や社会生活を送れる環境を整備していくこととしています。

令和2(2020)年9月には、国が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に関する指針や計画の策定を改めて促す等、地方自治体における多文化共生施策の更なる推進を求めています。

令和4(2022)年6月には「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、令和8(2026)年度までを対象期間とした中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等が示され、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

(2) 東京都の動向

東京都の在留外国人数は、令和6(2024)年1月1日時点で、64万7,416人、人口の4.65%となっています。過去30年で都内在住外国人は2.4倍に増加し、国籍・地域は180を超えています。

東京が世界をリードするグローバル都市として発展を続けていくためには、日本人と外国人が共に活躍し、共に支えあう、新たな考え方に立った多文化共生社会の実現が不可欠であるとし、平成28(2016)年に「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を基本目標とした「東京都多文化共生推進指針」を策定しました。令和2(2020)年には、「人」と「人」をつなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する団体として、「東京都つながり創生財団」を設立し、多文化共生社会づくりを進めています。

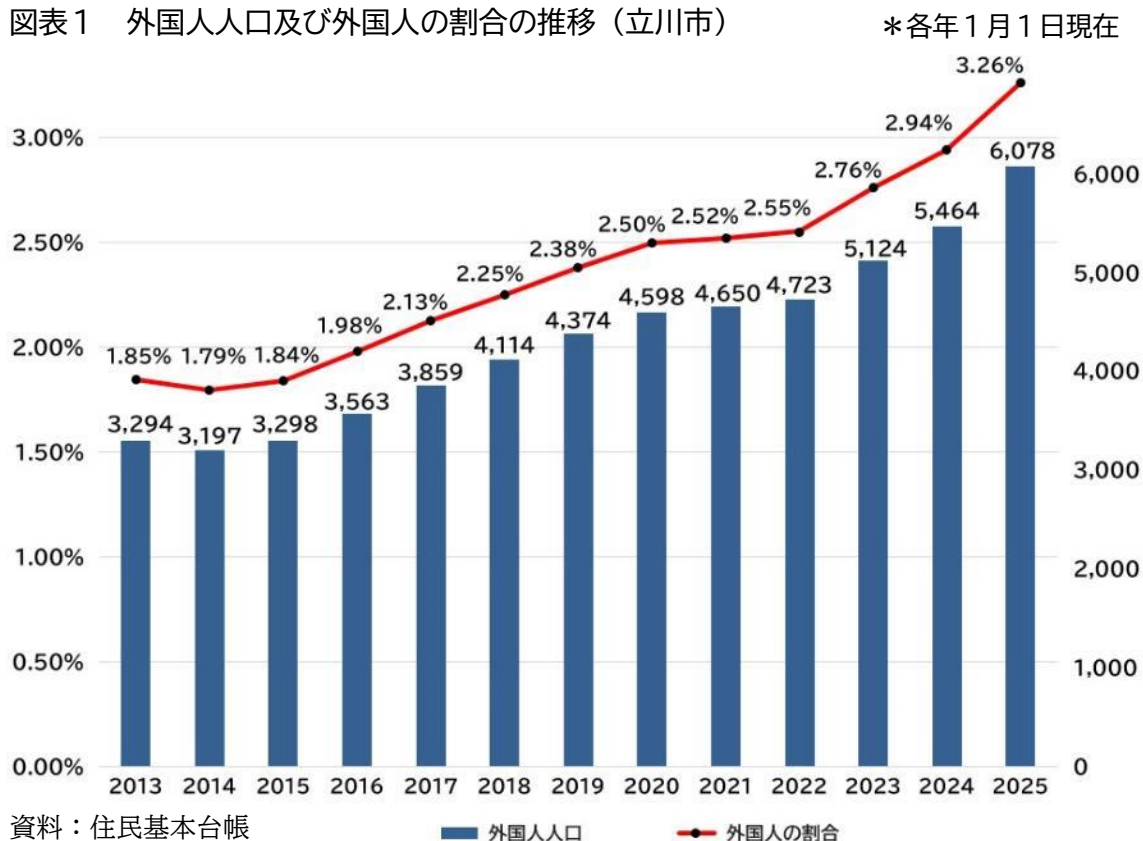
令和5(2023)年には、「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」を示し、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等についてまとめています。

(3) 市の動向

本市の外国人市民数は、平成 27(2015)年以降増加に転じ、コロナ禍においても一貫して増加し続け、令和 7(2025)年 1 月 1 日現在 6,078 人、総人口の 3.26%となっています(図表 1)。

今後は、外国人市民の増加とともに、滞在期間の長期化、定住化が予測されています。

図表 1 外国人人口及び外国人の割合の推移(立川市)



図表 2 外国人人口及び総人口、外国人の割合の推移(立川市)(各年 1 月 1 日現在)

	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)
外国人人口	3,298 人	4,598 人	6,078 人
総人口	179,090 人	184,090 人	186,257 人
外国人の割合	1.84%	2.50%	3.26%

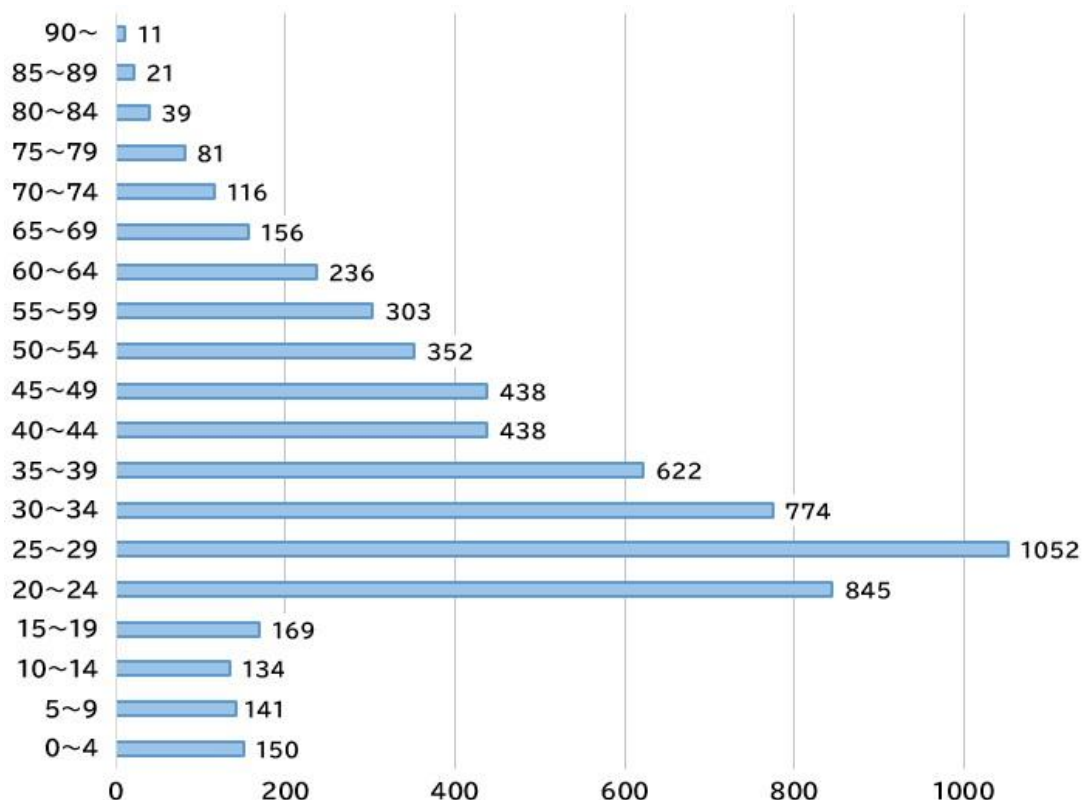
資料：住民基本台帳

図表 3 主な国籍別外国人市民数の推移(人)(立川市)(各年 1 月 1 日現在)

	中国	韓国	バトナム	フィリピン	ネパール	インドネシア	米国	台湾	その他	合計
H27 (2015)	1,556	792 *韓国・朝鮮	35	307	68	21	109	— *中国に含む	410	3,298
R2 (2020)	2,016	759	300	404	177	52	139	122	629	4,598
R7 (2025)	2,353 38.71%	756 12.44%	719 11.83%	426 7.01%	413 6.79%	198 3.26%	179 2.95%	142 2.34%	892 14.68%	6,078

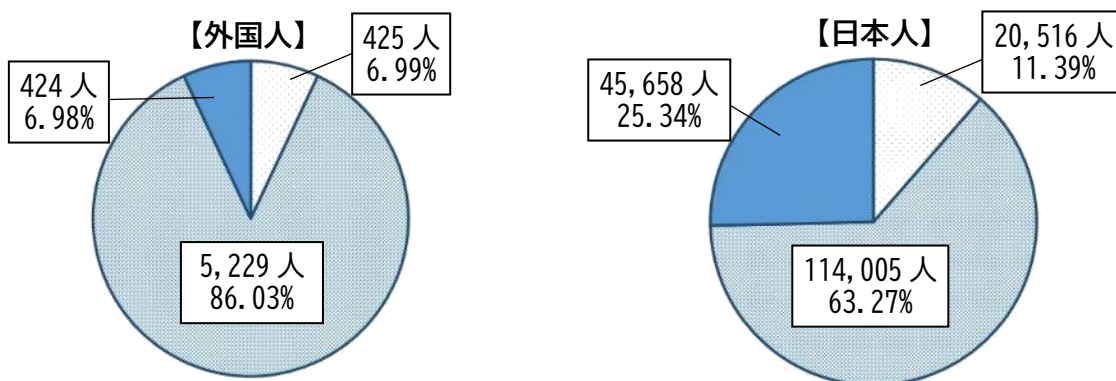
資料：住民基本台帳

図表4 年齢(5歳階級)別外国人数(立川市) (令和7(2025)年1月1日現在)



資料：住民基本台帳

図表5 年齢構成の比較(立川市) (令和7(2025)年1月1日現在)



資料：住民基本台帳

14歳以下
 15～64歳
 65歳以上

図表6 在留資格別外国人数と構成比(立川市) (令和7(2025)年1月1日現在)

在留資格	人	%	在留資格	人	%
永住者	1,821	29.96	日本人の配偶者等	265	4.36
技術・人文知識・国際業務	697	11.47	定住者	209	3.44
留学	655	10.78	技能	123	2.02
家族滞在	512	8.42	特定活動	98	1.61
特定技能	508	8.36	永住者の配偶者等	93	1.53
特別永住者	464	7.63	高度専門職	69	1.14
技能実習	392	6.45	その他	172	2.83

資料：住民基本台帳

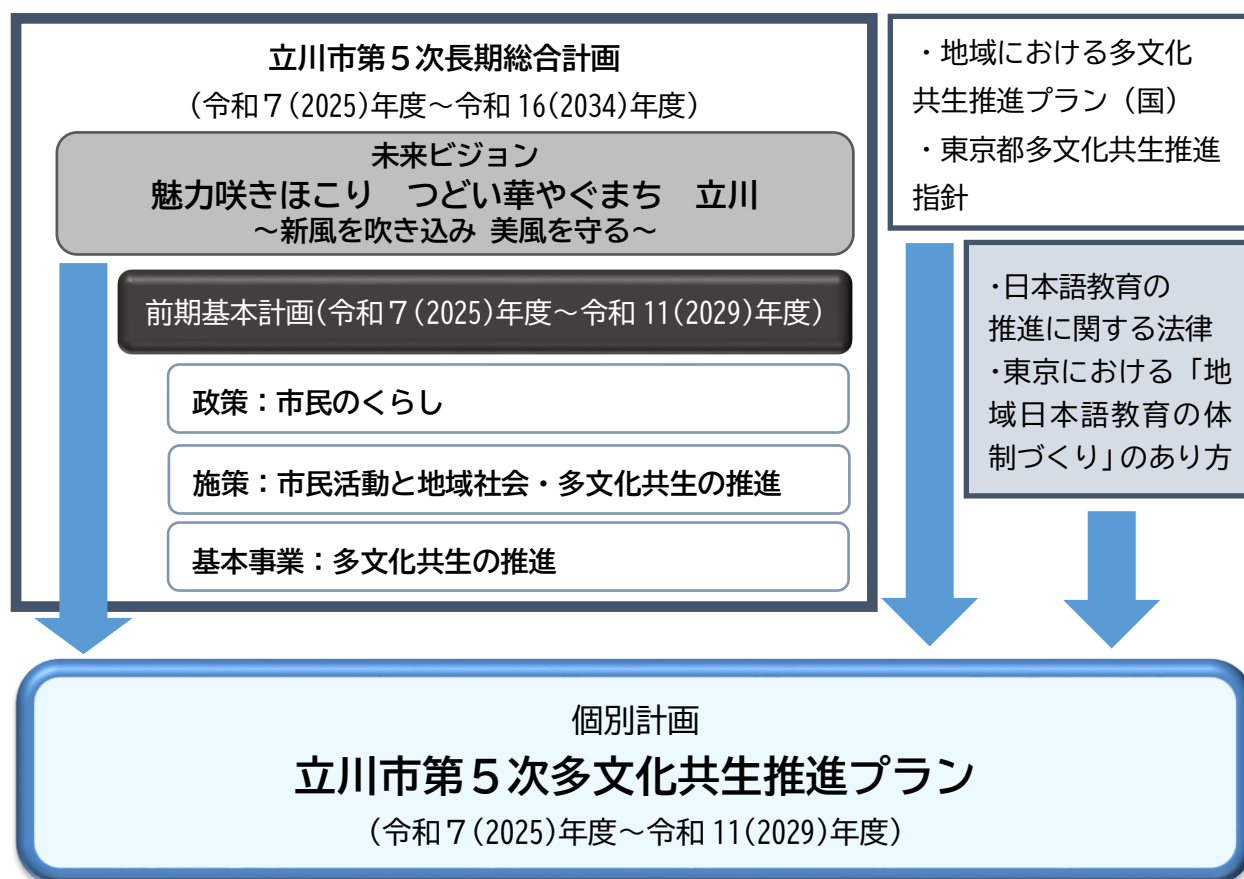
第2章 計画の概要

1. プランの位置づけ

(1) プランの位置づけ

本プランは、国（総務省）の「地域における多文化共生推進プラン」（令和2（2020）年9月改訂）や東京都の「東京都多文化共生推進指針」（平成28（2016）年2月策定）を踏まえながら、「立川市第5次長期総合計画前期基本計画」（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の施策34「市民活動と地域社会・多文化共生の推進」に基づく個別計画として策定します。

また、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）において、地方公共団体は、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め、必要な施策を実施するよう努めることとされていることを踏まえ、本プランに日本語教育の推進に関する方針をあわせて示します。



(2) プランの期間

「立川市第5次長期総合計画前期基本計画」との整合を図り、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。なお、計画期間中に、社会情勢等の変化などにより、プランに新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

(3) SDGsの推進

SDGsとは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、平成 27(2015)年 9 月に国連総会で採択された、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標です。令和 12(2030)年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を基本理念としています。

持続可能な世界を実現するため SDGs が果たす役割はますます大きくなっており、本プランにおいては、SDGs の「4」「10」「11」「16」「17」のゴール達成を意識しながら取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. プランの基本理念

立川市第 5 次多文化共生推進プランの基本理念を、次のように定めます。

**国籍や民族などの異なる人々が、
文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会の実現**

この基本理念は、立川市第 5 次多文化共生推進プランの上位計画である「立川市第 5 次長期総合計画前期基本計画」の施策 34「市民活動と地域社会・多文化共生の推進」の基本事業「多文化共生の推進」の内容を踏まえて策定しています。

基本理念を実現するための基本方針と施策の体系を次のように定めます。

3. 基本方針

外国人市民の増加が予測される中、国籍や民族などの異なる人々が、文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会を築くことが求められています。

このため、多文化共生を推進する事業を通じて人と人のつながりを広げ、地域コミュニティの活性化を図りながら、外国人市民が、自立し安心して暮らすことができる地域を目指します。

市はこれまで以上に創意工夫しながら、多文化共生の推進に向けてチャレンジしていきます。また、外国人支援団体、地域の団体、企業、学校、国や東京都などとの連携を図りながら、市民サービスの更なる向上に取り組みます。

これらの実現のため、以下の3つの基本方針に基づき、多文化共生施策を展開していきます。

I：コミュニケーション支援

日常生活の基本となるコミュニケーションを支援し、行政情報をやさしい日本語や多言語でわかりやすく発信します。また、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進し、日本語を学習する機会の充実を図ります。

II：生活支援

外国人市民が、地域社会の一員として、自立し安心して生活ができるよう、医療、子育て、福祉、防災等に関する情報を提供し、必要な支援を行います。

III：多文化共生の意識啓発と社会参画支援

多様な団体との連携・協働を強化し、多文化共生の意識啓発を進めるとともに、外国人市民が地域社会へ積極的に参画できる機会を創出します。

4. 施策の体系

【基本理念】国籍や民族などの異なる人々が、文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会の実現	基本方針	施策	具体的な取組	
	Ⅰ. コミュニケーション支援	1. やさしい日本語や多言語での情報提供の充実	1	「やさしい日本語」の普及啓発
			2	外国人市民に対する窓口機能の向上
			3	多言語での情報提供
		2. 日本語教育の推進	1	日本語を学習する機会の提供
			2	外国人児童・生徒の日本語学習支援
			3	日本語教室支援体制の充実
			4	日本の文化・習慣等に関する学習機会の提供
	Ⅱ. 生活支援	1. 生活に関する支援	1	生活に関する情報の提供
			2	情報発信方法の充実
			3	外国人のための相談窓口の周知
		2. 外国人児童・生徒への支援	1	外国人児童・生徒生活支援事業等の実施
		3. 災害への備え	1	防災意識の普及啓発
			2	災害時における情報提供の充実
			3	災害時における支援体制の充実
	Ⅲ. 多文化共生の意識啓発と社会参画支援	1. 多文化共生の意識向上	1	多文化共生の意識啓発・醸成
			2	交流機会の充実と相互理解の促進
			3	国際理解の推進
		2. 外国人市民の社会参画支援	1	外国人市民の地域社会への参加促進

5. 指標と目標値

基本方針	指 標	基準値 (2023 年度実績)	目標値 (2029 年度)
Ⅰ. コミュニケーション支援	外国人のための日本語教室の受講者数	2,014 人	3,000 人
	外国人のための日本語教室のボランティア参加者数	2,162 人	3,000 人
	子ども日本語教室の受講者数	546 人	870 人
	子ども日本語教室のボランティア参加者数	1,037 人	1,700 人
Ⅱ. 生活支援	外国人のための相談窓口の相談者数	34 人	50 人
	外国人児童・生徒相談事業の相談者数	63 人	80 人
Ⅲ. 多文化共生の意識啓発と社会参画支援	多文化共生交流等事業*の参加者数	411 人	600 人

*多文化共生交流等事業・・・多文化共生交流等に関して、市が主催・共催する事業

第3章 具体的な取組

基本方針Ⅰ コミュニケーション支援

1. やさしい日本語や多言語での情報提供の充実

(1) やさしい日本語の普及啓発

【課題】

- 外国人市民の多国籍化に伴い、多くの言語を用いて情報を発信する必要性は増しているものの、あらゆる言語に対応することは困難です。

【取組の方向性】

- やさしい日本語を広く普及することで、行政情報等を多くの外国人市民にわかりやすく、的確に伝え、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにします。

取組名	取組内容	担当課
やさしい日本語の普及啓発	やさしい日本語を活用した行政情報の発信を推進するため、庁内研修や業務マニュアルなどを通じて、職員の人材育成と知識の向上に取り組めます。	市民協働課 人事課 関係各課
市ホームページ等でのやさしい日本語の活用	庁内でやさしい日本語の活用を推進します。 市ホームページ等で、やさしい日本語で情報を発信します。	広報プロモーション課 市民協働課 関係各課
市民向け講座の実施	市民向けのやさしい日本語を学ぶ講座を実施します。	生涯学習推進センター

(2) 外国人市民に対する窓口機能の向上

【課題】

- 外国人の多国籍化・多様化に伴い、少数言語等、行政窓口での対応が困難な場合も予測されます。このため、国や東京都が実施する通訳支援サービスやICT*を活用するなど、窓口機能の強化を図る必要があります。

【取組の方向性】

- 市役所の窓口を訪れた外国人市民が、適切に行政手続きやサービスを利用することができるよう、窓口機能のレベルアップを図ります。

*ICT（アイシーティー）＝Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術一般を指す。

取組名	取組内容	担当課
外国人市民に対する 窓口対応支援	窓口を利用する外国人市民が、安心して行政サービスを受けることができるよう、庁内での事例共有などを通じて職員のスキルアップを図り、円滑にコミュニケーションが取れるよう庁内の連携を強化します。	市民協働課 関係各課
窓口等での多言語 通訳サービス	国や東京都が実施する通訳支援等を活用しながら、窓口や電話での対応等で、円滑にコミュニケーションが取れる体制を確保し、適切に行政サービスを提供します。	市民協働課 関係各課
通訳翻訳ボランティア バンクの運営・活用	外国人支援団体等と連携し、各課からの通訳派遣や翻訳の依頼に対応します。	市民協働課
外国語習得のための 職員研修	希望者を対象に、外国語の習得を図るための通信教育研修を実施します。	人事課
外国語対応協力員*と 連携した通訳・翻訳 サービスの提供	外国語対応協力員と連携して、必要な通訳や翻訳を行います。	市民協働課

*外国語対応協力員＝市の窓口などで、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人市民に対応するために登録された外国語ができる職員

(3) 多言語での情報提供

【課題】

- 日本語が不自由な外国人市民に、必要な時に必要な情報を届けるしくみが必要です。
- 外国人市民にもわかりやすい表記になるよう、やさしい日本語や多言語、ピクトグラム*を利用するなどの配慮が必要です。

【取組の方向性】

- 外国人市民に、地域社会で生活していく上で必要となる情報をわかりやすく届けることができるよう、多言語での情報提供に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
行政情報提供方法の 充実	市ホームページを外国人に周知するとともに、やさしい日本語変換ツールや自動翻訳機能による多言語対応に努めます。関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する等、外国人市民向けのページの充実を図ります。	広報プロモーション課 市民協働課

行政パンフレット等の翻訳	担当部門と連携して、市役所窓口等の、医療・保健、子育て、福祉、防災、ごみ関係等のパンフレットや申請書類を多言語に翻訳します。	関係各課 市民協働課
外国人支援団体等と連携した多言語情報の提供	外国人支援団体等と連携して、外国人市民向けの多言語情報を、ホームページやSNS等で発信します。	市民協働課
市の施設・標識等の案内表示の多言語化	市の施設、市内の公共サインや道路標識等を更新する際に、英語等の多言語やピクトグラム*を活用し、外国人にもわかりやすいように表記します。	企画政策課 総務文書課 交通企画課 道路課

*ピクトグラム＝単純化された図柄で情報や指示、案内などを表す記号。「絵文字」「アイコン」

2. 日本語教育の推進

(1) 日本語を学習する機会の提供

【課題】

- 外国人の増加に伴い、外国人支援団体等と連携し、国や東京都の補助金等も活用しながら日本語教室を拡充するとともに、より多様な日本語学習の場を模索していく必要があります。

【取組の方向性】

- 生活者である外国人市民が、地域で孤立することなく、安心して日常生活を送ることができるよう、日本語教育の推進に取り組みます。また、様々な場面で日本語を学習することができるよう、多様な日本語学習の機会を周知します。

取組名	取組内容	担当課
「外国人のための日本語教室」の開催	日本語でのコミュニケーションに課題のある外国人市民が、日本語や日本の文化・習慣等を学ぶことで、地域で自立し安心して生活することができるように支援します。	市民協働課
各種日本語教室の情報提供	市ホームページや「外国人のための生活ガイド*」等で、各種日本語教室や日本語を学べるサイトを周知し、日本語学習の機会を情報提供します。	市民協働課
多様な日本語学習の検討・実施	外国人支援団体、国や東京都等と連携しながら、多様な日本語学習の場を検討します。	市民協働課

*外国人のための生活ガイド・・・P40〔資料ダウンロード〕よりダウンロード可

(2) 外国人児童・生徒の日本語学習支援

【課題】

- 外国人児童・生徒の日本語学習を推進するため、日本語によるコミュニケーションや読み書きなど、児童・生徒の実態に応じた学習環境・学習機会を提供することが必要です。
- 子ども日本語教室については、現在の教室を安定的に運営し、さらに地域的な偏りを解消できるよう検討していく必要があります。

【取組の方向性】

- 日本語の理解が十分でない外国人児童・生徒を、適切に日本語教育につなげることができるよう、外国人支援団体等と連携しながら支援します。

取組名	取組内容	担当課
子ども日本語教室の実施	子ども日本語教室を通じて、日本語学習が必要な外国人児童・生徒が、日常生活に必要な日本語を習得できるよう支援するとともに、安心できる居場所を提供します。 また、希望する外国人児童・生徒が子ども日本語教室に通うことができるよう、地域的な偏りの解消に向けて検討します。	市民協働課
外国人児童・生徒の日本語学習支援	日本語教育が必要な児童・生徒を、保護者の同意のもと教育部門と共有し、必要に応じて外国人支援団体等と連携するなど、適切に日本語教育につなげることができるよう支援します。	市民協働課 指導課
通訳協力員制度の活用	日本語の理解が十分でない児童・生徒を対象に、学校からの要望に応じて通訳協力員を派遣し、授業等の教育活動や保護者対応など柔軟に支援します。	指導課

(3) 日本語教室支援体制の充実

【課題】

- 外国人市民が増加する中、日本語教室で活動するボランティアは減少傾向にあり、外国人市民が希望に応じて「外国人のための日本語教室」に参加することができるよう、支援体制を強化する必要があります。
- 子どもから大人まで、日本語学習を希望する外国人に、日本語学習の機会を提供できるよう、ボランティア入門講座の開催やボランティア向けの研修の充実等により人材を発掘し、育成することが重要です。

【取組の方向性】

- 今後も増加・多国籍化することが予測される外国人市民への多言語対応には限界があるため、生活に必要な日本語を習得できるよう「外国人のための日本語教室」の支援体制を強化・充実します。
- 外国人市民が、地域で日本語を学習することができるよう、外国人支援団体や地域の団体、企業、国や東京都等と連携し、地域の日本語教育を総合的に推進する体制を整備します。
- 研修等を通じて、日本語教室で活動するボランティアのスキルアップを図ります。

取組名	取組内容	担当課
日本語教室ボランティア入門講座の実施	日本語教室のボランティアとして活動する際の心がまえや基礎知識を学ぶ入門講座を開催することで、地域の人材を発掘し、日本語教室の安定的な運営を目指します。	市民協働課
日本語学習支援者の育成	国や東京都の動向や制度、研修等の情報を共有したり、ボランティア向けの研修を実施したりすることで、日本語学習支援者のスキルアップを図り、日本語教室の質の維持・向上を目指します。	市民協働課

(4) 日本の文化・習慣等に関する学習機会の提供**【課題】**

- 在住外国人アンケート調査の結果によると、日本の文化を学びたい外国人は多い傾向にあります。

【取組の方向性】

- 外国人支援団体や地域の団体等と連携して、日本の文化・習慣等に関する学習機会を充実します。

取組名	取組内容	担当課
日本の文化・習慣や生活に関する学習機会の提供	日本語教室や子ども日本語教室で、市や地域の団体等と連携し、日本の文化・習慣の体験や、生活情報を提供する事業を実施します。	市民協働課
図書館での多文化サービスの提供	多様な文化的・言語的背景を持つ人のニーズを把握し、外国の文化、歴史等の資料や、日本の生活、文化、習慣、言語等に関する外国語の資料を収集し提供します。また、多言語で探すことができるよう図書館内の表記を工夫します。	図書館

やさしい日本語

“やさしい日本語”は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。

普通の日本語		やさしい日本語 ^{にほんご}
地震です。 高台に避難してください。	➡	地震 ^{じしん} です。 高い ^{たか} ところに逃 ^に げて ください。
土足厳禁	➡	靴 ^{くつ} を ぬいで ください。
〇〇以外は必要ありません。	➡	〇〇を 持 ^も って きて ください。

～ やさしい日本語のポイント ～

Short Simple Straight

みじかく

かんたんに

はっきりと

「優しい（KIND）気持ち」と「易しい（EASY）伝え方」が大切です。

■文章は短く、一文で一つの情報にする。

□文末はなるべく「です」「ます」「してください」に統一する。

■主語を明確にし、二重否定やあいまいな表現を避ける。

□敬語は使わない。

・尊敬語・謙譲語 → 丁寧語にする 例) おっしゃいました→言いました

■漢字・カタカナ語・略語・オノマトペ（擬音語・擬態語）などの難しい言葉を避ける。

・漢 語 → 和語にする 例) 未定です→まだ決まっていません

・オノマトペ → 具体的な言葉にする 例) 頭がズキズキします→頭が痛いです

□写真やイラスト、ジェスチャーなど、視覚的な補助を使う。

■話すときはゆっくり、はっきり話す。

□書くときは漢字にふりがなをつけ、分かち書きをする。



参考：東京都多文化共生ポータルサイト 「やさしい日本語」とは
<https://tabunka.tokyosunagari.or.jp/yasanichi/about.html>

基本方針Ⅱ 生活支援

1. 生活に関する支援

(1) 生活に関する情報の提供

【課題】

- 外国人市民は、日本語を十分に理解できないことにより、医療や福祉、保険制度など生活に必要な情報が正確に伝わらないことがあります。

【取組の方向性】

- 市ホームページやSNSなどを活用して、外国人市民に、医療・保健、福祉、子育て等の行政サービスのほか、防災、日本語学習等に関する情報をわかりやすく発信します。
- 外国人市民が、地域の一員として日本人とともに安全に安心して生活できるよう、生活に関する身近な情報をわかりやすく確実に提供します。
- サービスを提供する際は、言葉の壁や生活習慣等のちがいに配慮し、外国人市民が行政サービスを適切に利用することができるよう、環境整備に努めます。

取組名	取組内容	担当課
生活に関する情報提供の充実	市ホームページなどを通じて、医療・保健、福祉、子ども・子育てサービス等の情報をやさしい日本語や多言語で、わかりやすく発信します。「外国人のための生活ガイド」を作成し、転入時などに情報提供します。	関係各課 市民協働課
外国人に向けた情報発信方法の検討・実施	SNSの活用や外国人コミュニティの把握等、新たな周知方法を検討し、情報にアクセスしやすい環境づくりを進めます。	市民協働課
居住相談窓口の実施・周知	居住相談窓口を実施し、住まいの確保に困っている外国人を支援します。	住宅課

(2) 情報発信方法の充実

【課題】

- 多言語による情報発信を行っていますが、日本語を母語とする市民と同じ水準で情報が届いているとはいえない状況です。
- 外国人市民やその支援者が、必要な情報を的確に入手することができるよう、情報の発信方法を充実させる必要があります。

【取組の方向性】

- やさしい日本語や多言語での対応などにより、外国人市民の言葉の壁を取り除き、必要なサービスを受け取ることができるよう、わかりやすく情報を届けるための支援を行います。

取組名	取組内容	担当課
情報発信方法の充実	情報を必要とする外国人市民に的確に情報が伝わるための手法について検討し、実施します。	市民協働課
外国人コミュニティ等の連携	行政情報を効果的に伝えるため、外国人コミュニティやキーパーソンとの連携に取り組みます。	市民協働課

(3) 外国人のための相談窓口の周知

【課題】

- 外国人市民が、行政や生活の情報を入手したり、地域での生活で生じる困りごとについて気軽に相談したりできる体制が必要です。

【取組の方向性】

- 外国人のための相談窓口を引き続き実施するとともに、取組の充実、周知に努めます。また、より効果的に運営するための検討を行います。

取組名	取組内容	担当課
外国人のための相談窓口の周知	市の外国人相談窓口、国や東京都で実施する各種相談窓口を広く周知します。また、弁護士等の専門家による相談会を開催します。外国人が相談しやすい体制や効果的な運用等、相談窓口のあり方について検討します。	市民協働課
外国人相談における東京都等との連携の推進	市の外国人相談窓口で解決できない専門的な相談等について、国や東京都が実施する専門職の相談窓口や相談員のための相談窓口等を活用しながら、適切に支援につなげられるよう取り組みます。	市民協働課

2. 外国人児童・生徒への支援

(1) 外国人児童・生徒生活支援事業等の実施

【課題】

- 外国人市民の増加に伴う外国人児童・生徒への対応として、外国人の子どもとその保護者、関係者等に対する支援が必要です。

【取組の方向性】

- 外国人児童・生徒やその保護者、関係者等が相談できる窓口を設置し、子どもや保護者等が感じている言語や文化の壁を解消できるよう支援します。
- 教育・子育て・福祉などの各部門と連携するなど、全庁的な取組体制を構築します。

取組名	取組内容	担当課
外国人児童・生徒相談窓口の設置	外国人児童・生徒が、言語や文化のちがいにより地域で孤立することなく、安心して生活できるように、外国人児童・生徒やその保護者、関係者等が相談できる窓口を設置し支援します。	市民協働課
就学に関する多言語での情報提供	外国人児童・生徒が、就学の機会を適切に確保できるよう、小中学校の入学や学校生活、就学援助制度等について、多言語で周知します。	学務課
外国人学校就学児補助事業	外国人学校に在籍する市内在住の児童・生徒の外国籍保護者に対し、補助金を交付することで、授業料等の負担軽減を図ります。	市民協働課

3. 災害への備え

(1) 防災意識の普及啓発

【課題】

- 発生が危惧されている巨大地震や、頻発する豪雨災害、その他の自然災害に備えるため、防災に対する意識啓発や、防災訓練への参加を通じて、防災に対する意識を向上することが重要です。

【取組の方向性】

- やさしい日本語や多言語を活用して、防災知識の普及啓発、防災意識の向上を図ります。
- 外国人市民が、災害に対する意識を向上し自ら備えることができるよう、また、支援の担い手としても活躍できるよう、外国人コミュニティと連携して、地域の防災活動や防災講座などへの参加を促進します。

取組名	取組内容	担当課
外国人のための防災ハンドブックの更新・周知	災害に備えるための情報を掲載した「外国人のための防災ハンドブック*」を作成し、ホームページ等で周知します。	市民協働課 防災課
外国人の防災に対する意識啓発	地域の防災訓練や東京都主催の防災館ツアー等、外国人市民の防災意識の向上につながる事業への参加を促進します。 日本語教室や子ども日本語教室を通じて、防災の啓発に関する事業の実施や情報の周知をします。	市民協働課 防災課

*外国人のための防災ハンドブック・・・P40〔資料ダウンロード〕よりダウンロード可

(2) 災害時における情報提供の充実

【課題】

- 災害が発生した際、外国人市民は言葉の壁により情報を得ることができなかったり、地震などの災害が少ない国から来た人は、災害時の行動や避難所などの防災知識の不足等により、困難に直面したりすることがあります。
- 外国人市民に防災に関する情報を届けるしくみを検討するとともに、手軽に必要な情報を入手することがきるよう、情報発信方法を強化することが重要です。
- 避難所の多言語表記等について、検討・実施する必要があります。

【取組の方向性】

- 日頃から外国人コミュニティやキーパーソンとつながり、災害時に適切に情報を届けることができるしくみの検討を進めていきます。
- 災害発生時など緊急時には、多様なツールを活用するとともに、やさしい日本語や多言語で、わかりやすく、迅速かつ丁寧に外国人市民に情報発信を行います。
- 避難場所等の案内や標識類について、多言語やピクトグラムを活用するなどわかりやすさに配慮した整備を行います。

取組名	取組内容	担当課
防災・災害情報の多言語対応の検討	災害時に多言語で情報発信するしくみを検討します。また、避難所の多言語表記等、外国人を受け入れる体制を構築します。	市民協働課 防災課
コミュニティ活用の検討・推進	日頃から、外国人コミュニティやキーパーソンの把握に努め、災害時に効果的に情報が伝達できるしくみを構築します。	市民協働課

(3) 災害時における支援体制の充実

【課題】

- 災害が発生した際、外国人支援団体や地域の団体、東京都等と連携して情報を的確に発信するなど、外国人市民が安心して避難することができる支援体制が必要です。
- 外国人市民も、地域の一員として、地域と顔の見える関係を構築し、また支援の担い手として活躍するなど、互いに助けあえる関係を築くことが重要です。

【取組の方向性】

- 外国人市民を対象とした、災害時における情報発信や避難所での支援を円滑に行うため、外国人支援団体や地域の団体、社会福祉協議会等と連携し、研修等を通じて支援体制の構築に取り組みます。
- 外国人市民が、避難所等において疎外されないことがないよう、相談や通訳対応等の支援を行うための体制を整備します。
- 外国人市民が災害時に支援の担い手として活躍できるよう、防災部門との関係を強化します。

取組名	取組内容	担当課
災害時の支援体制の整備	東京都防災（語学）ボランティアの活用等、災害時の支援体制を検討するとともに、地域の団体や防災部門等と連携し、対応マニュアルを作成します。	市民協働課 防災課

コラム2：災害時の多言語支援

災害時の多言語支援

外国人は、日本語が不自由だったり、災害の知識が少なかったりすることが多く、“災害弱者”と位置づけられています。災害が起きた時に、円滑に情報を受け取ったり、コミュニケーションができるよう、多言語等のツールを活用しながら支援する必要があります。

【災害時多言語表示シート】

やさしい日本語や多言語、ピクトグラムで避難所等の表示を作成することができます。



【多言語指さしボード】

避難所運営者と日本語が不自由な外国人のコミュニケーションを円滑にするためのツールです。



私は 避難所の スタッフ です STAFF ① I am staff at the evacuation shelter. ② 我是避難所的工作人员。 ③ 저는 대피소 직원입니다. ④ Ako ay kawani ng shelter.	何か 困っていることは ありますか？ ① Do you have anything that troubles you? ② 你有什么需要帮助的吗？ ③ 有什么困难吗？ ④ 도파드일 일 있습니까? ⑤ May problema ba kayo?
欲しいものは ありますか？ ① Is there anything you want? ② 需要什么东西？ ③ 有什么想要的物？ ④ 필요하신 거 있습니까? ⑤ May kailangan ba kayo?	避難者登録カードに 記入してください ① Please complete an Evacuee Registration Card. ② 避难者登録카드를 작성하십시오. ③ 請填寫避難者登記卡。 ④ 피난자 등록 카드를 작성하십시오. ⑤ Magtungo lamang ang refugee registration card.
手伝うことが できますか？ ① Can you help us at the evacuation shelter? ② 你能帮我们做些什么吗？ ③ 我可以幫忙嗎？ ④ 대피소 업무에 도와주실 수 있습니까? ⑤ Maaari ba kayong tumulong?	困ったことが あれば 受付に 来てください ① When you need help, please come to the reception. ② 如果遇到困难，请到接待处。 ③ 如果有困难，请到接待处。 ④ Magtungo lamang po sa aming laragagasan kung may problema.

【多言語避難者登録カード】

被災外国人の体調や食べられない食品についての確認が簡単にできるツールです。



Evacuee Registration Card Do you have an injury or illness? ☐ Yes ☐ No Q1 What happened? I am injured ☐ I am in pain ☐ I have a fever ☐ I feel dizzy ☐ I have nausea ☐ Other ☐ Q2 Where? Front ☐ Back ☐	Please check items that you cannot eat Beef ☐ Pork ☐ Chicken ☐ Lamb ☐ Dairy ☐ Buckwheat ☐ Peanut ☐ Shrimp ☐
--	---

参考：一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR/クレア) <https://www.clair.or.jp/index.html>

基本方針Ⅲ 多文化共生の意識啓発と社会参画支援

1. 多文化共生の意識向上

(1) 多文化共生の意識啓発・醸成

【課題】

■多文化共生社会の実現には、日本人市民の多文化共生意識の向上が重要です。

【取組の方向性】

■講演会や講座、交流事業等を通じて、多様な文化を受け入れる意識の醸成に努めます。

取組名	取組内容	担当課
多文化共生意識啓発事業	市民の国際理解や多文化共生意識の向上・醸成を図るため、講演会や講座等を実施します。	生涯学習推進センター 市民協働課
職員研修	多文化共生の意識啓発を目的とした職員研修を実施します。	人事課 市民協働課 関係各課
多文化共生の地域づくりの担い手の育成	日本語教室ボランティア入門講座や多文化理解講座などの実施により、多文化共生の地域づくりの担い手となる人材を育成し、外国人市民との交流や日本語学習の支援などに生かします。	生涯学習推進センター 市民協働課
自治会等に対する意識啓発	自治会等の地域の団体に、多文化共生の取組について情報提供し、理解を深めることで、外国人市民が地域に参加しやすい環境を整えます。	市民協働課
インバウンドへの対応	インバウンドローカルガイド養成講座などを通じて、英語で多摩地域の魅力を案内する人材を育成します。	産業観光課

*インバウンド＝外から中へ入ってくる人や物のことで、観光業等において日本を訪れる外国人旅行者を指す。



(2) 交流機会の充実と相互理解の促進

【課題】

- 外国人市民と地域社会のつながりをつくるため、地域の団体等と連携し、外国人と日本人が交流する機会を創出することが必要です。

【取組の方向性】

- 異なる文化を持つ市民同士の相互理解を促進するため、地域のイベントやお祭りなどの機会を通じて交流の機会を充実させます。
- 外国人市民が、日本語や日本の文化を地域の住民から学んだり、自国の文化や伝統を伝えたりできるよう、地域の交流活動や行事への参加を促進し、豊かな共生社会の実現に向けて取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
多文化共生交流事業	多文化共生交流事業や異文化に関する講座等を通じて、外国人と地域住民が交流する機会を創出します。「世界ふれあい祭」などで外国人と日本人が気軽に交流しながら、日本人が世界の文化に触れる機会を創出します。	生涯学習推進センター 市民協働課

(3) 国際理解の推進

【課題】

- 外国人市民と一緒に地域社会を作っていくため、次代を担う若い世代が、他の国や異なる文化を知る機会を持つことがより重要になります。

【取組の方向性】

- 市民主体の国際交流活動を支援することで、市民の国際理解の意識を高めます。
- 小中学校で外国語や外国語活動の授業を通じて、国際理解の推進に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
海外都市との市民交流の推進	姉妹市との交流等、海外都市との市民の交流を推進し、市民の国際理解を深めます。	市民協働課
外国語活動や英語教育の実施	外国語指導助手(ALT)*とのティーム・ティーチングや、全小中学校が市内の体験型英語学習施設へ参加することで、外国語や外国語活動の授業を通じて外国語教育を推進し、国際理解を深めます。	指導課

*ALT=Assistant Language Teacher の略

2. 外国人市民の社会参画支援

(1) 外国人市民の地域社会への参加促進

【課題】

- 外国人市民が地域社会に参画する機会を作り、担い手として活躍できるしくみをつくる必要があります。

【取組の方向性】

- やさしい日本語や多言語で地域のイベント等を周知することで、地域社会への関心や理解を深め、地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めます。
- 子ども向けを含む日本語教室で、地域の日本人と交流する事業を実施するなど、外国人の主体的な地域への参加を促進し、地域を支える一員として活躍できるよう支援します。
- 外国人や外国人に関わる団体等の意見を広く聞き、連携・協働する機会を作ります。

取組名	取組内容	担当課
地域活動への参加促進	地域の活動やイベント情報をやさしい日本語や多言語で周知する等、外国人市民の地域活動への参加を促進します。 また、日本語教室や子ども日本語教室で、地域の日本人と交流する事業を実施します。	市民協働課
市政への参加促進	外国人市民の意見を市政に反映させるなど、行政課題をテーマとした意見交換会等の実施を検討します。 また、外国人支援団体、広域自治体、地域の団体、企業、学校、外国人市民等が協議する場を検討する等、連携・協働できる体制を整えます。	市民協働課
自治会への参加促進	外国人市民が自治会に加入し活動できるよう、地域の団体等と連携しながら、相談や課題解決などの支援をします。	市民協働課



第4章 プランの推進に向けて

1. 推進体制

多文化共生社会の実現や課題の解決にあたっては、国や東京都などの行政機関だけでなく、外国人を含む市民、外国人支援団体や地域の団体、企業など、様々な主体や関係者と情報を共有しながら意見を交換し、連携・協力していくことが重要です。計画の推進にあたり、広域の連携、地域の連携、庁内の連携をさらに促進しながら取り組みます。

(1) 国・東京都との連携

・国や東京都と連携し、通訳支援制度の活用、地域日本語教育の総合的な体制づくり事業、医療や労働等の広域的な課題の解決に向けた検討に取り組みます。

(2) 地域における各主体との連携

・多文化共生に係る会議やワークショップなどを通じて、地域の外国人支援に取り組む人材の育成とネットワーク化を図ります。

・多文化共生事業をより効果的に実施するため、多くの個人や団体がそれぞれの特性を生かしながら、連携して取組を進めていきます。

・外国人コミュニティやキーパーソンとつながり、外国人市民が抱える課題や悩み、ニーズなどを把握することで今後の事業展開を検討していきます。

(3) 庁内の連携

・プランの基本理念の実現に向け、庁内各課が連携しながら取り組みます。

2. プランの進捗状況の検証・評価

複合的な課題について施策分野を横断的に連携して取り組めるよう、計画全体を総合的に評価・検証し、各施策・事業の調整や見直しを行います。

(1) 多文化共生推進委員会

国や東京都の関係機関や市内の団体と連携・協力して多文化共生を推進していくため、多文化共生推進委員会を設置し、プランに掲げる施策の具体的な展開や、施策の評価・検証を行います。

(2) 多文化共生行政推進会議

市が実施する事業の進捗について、定期的に各担当課と連携し進捗状況を把握します。

〔資料〕

1. 立川市第5次多文化共生推進プラン検討会議

委員構成

区分		氏名	所属団体等
学識経験を有する者	会長	大槻 茂実	東京都立大学 都市環境学部 准教授
公募市民		王 秀艶	
		北岸 一樹	
		黄 毓菁	
		関口 葉子	
		藤原 紀子	
		渡邊 斉子	
関係市民団体等から推薦を受けた者		上田 雅夫	特定非営利活動法人 立川災害ボランティアネット
		木下 究	立川国際友好協会
	副会長	倉八 順子	特定非営利活動法人 たちかわ多文化共生センター

(敬称略 区分ごとに五十音順)



検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和6(2024)年 5月16日(木)	・第5次多文化共生推進プランについて ・立川市の外国人の状況について ・第4期多文化共生推進委員会報告書について ・在住外国人アンケート調査について
第2回	令和6(2024)年 7月9日(火)	・多文化共生の推進に向けて ・「地域における多文化共生推進プラン」・「東京都多文化共生推進指針」について ・多文化共生の施策について ・第5次多文化共生推進プラン検討会議提言書について
第3回	令和6(2024)年 9月10日(火)	・第4次多文化共生推進プランの進捗状況について ・第5次多文化共生推進プラン検討会議提言書について
第4回	令和6(2024)年 10月8日(火)	・第5次多文化共生推進プラン検討会議提言書について
第5回	令和6(2024)年 11月12日(火)	・第5次多文化共生推進プラン検討会議提言書について
第6回	令和7(2025)年 1月21日(火)	・第5次多文化共生推進プラン素案について

2. 市民参加

(1) 立川市在住外国人アンケート調査

本調査は、令和7(2025)年度を初年度とする「立川市第5次多文化共生推進プラン」策定のための基礎資料として、市内在住外国人の生活上の問題点等を把握し、今後の市の多文化共生施策に反映させ、外国人等が暮らしやすいまちづくりを目指すことを目的として実施しました。

調査期間	令和5(2023)年10月～11月
対象者	令和5(2023)年9月1日現在、市内在住の満18歳以上の方から無作為に1,000人を抽出 面接による調査を30人に実施
有効回答数・回答率	248人(24.1%)

(2) 市民意見公募（パブリックコメント）

第5次多文化共生推進プラン素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、2人から5件のご意見をいただきました。

公募期間	令和7(2025)年4月1日～4月21日
提出者数・件数	2人・5件
意見を反映した件数	0件

3. 庁内体制

多文化共生行政推進会議

委員構成	市長公室広報プロモーション課長、政策財務部企画政策課長、行政管理部総務文書課長、危機管理対策室防災課長、福祉部福祉総務課長、市民部市民協働課長、市民部戸籍住民課長、教育委員会事務局教育部指導課長及び教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター長
役割	推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。 (1) 多文化共生の推進に関すること。 (2) 行政の国際化に関すること。 (3) その他必要な事項に関すること。
検討経過	第1回 ・第4次多文化共生推進プランの進捗状況について ・第5次多文化共生推進プラン策定について 第2回 ・第5次多文化共生推進プラン策定について

4. 関係条例（要綱）

立川市第5次多文化共生推進プラン検討会議設置要綱

（設置）

第1条 立川市第5次多文化共生推進プラン（令和7年4月から令和12年3月までの5か年計画。以下「プラン」という。）の策定にあたり、市における多文化共生の展望を見据えながら、推進していくべきプランについて検討し、及びプランに掲げる施策について必要な事項を協議するため、立川市第5次多文化共生推進プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- （1）プランへの提言に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 検討会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者 1人
- （2）公募市民（外国人） 4人以内
- （3）公募市民（日本人） 4人以内
- （4）関係市民団体等から推薦を受けた者 4人以内

3 前項第2号に掲げる外国人には、国籍法（昭和25年法律第147号）第4条第1項の規定により日本国籍を取得した者を含めることができる。

4 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議は、会長が招集する。

2 検討会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開催することができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会議は、公開とする。ただし、検討会議の決定により、公開しないことができる。

5 検討会議は、原則として日本語により行うものとする。

（資料の提出等）

第6条 検討会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に資料の提出又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（謝礼及び記念品）

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

（庶務）

第8条 検討会議の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

立川市多文化共生行政推進会議要綱

(設置)

第1条 立川市における多文化共生を推進するため、立川市多文化共生行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 行政の国際化に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市民部長を充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 委員は、別表に定める職員を充てる。

(職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

(専門部会)

第6条 推進会議は、多文化共生に係る調査及び研究をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、座長及び部員若干人をもって組織する。

3 部員は、主事の職にあるもののうちから会長が指名する。

4 座長は、部員のうちから互選により選出する。

(関係職員の出席等)

第6条の2 推進会議及び専門部会は、必要があると認めたときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び専門部会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年1月4日から施行する。

……略……

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市長公室広報プロモーション課長、政策財務部企画政策課長、行政管理部総務文書課長、危機管理対策室防災課長、福祉部福祉総務課長、市民部市民協働課長、市民部戸籍住民課長、教育委員会事務局教育部指導課長及び教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター長

5. 立川市在住外国人アンケート調査結果（抜粋）

P40[資料ダウンロード]
よりダウンロード可

●アンケート調査の概要

- (1) 名 称 立川市在住外国人アンケート調査
- (2) 目 的 本調査は、2025(令和7)年度を初年度とする「立川市第5次多文化共生推進プラン」策定のための基礎資料として、市内在住外国人の生活上の問題点等を把握し、今後の市の多文化共生施策に反映させ、外国人等が暮らしやすいまちづくりを目指すことを目的として実施した。
- (3) 地 域 立川市全域
- (4) 期 間 2023(令和5)年10月～11月
- (5) 対象者 市内在住の外国人住民
- (6) 調査票 日本語(ルビ付き)、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語を使用
- (7) 調査方法 郵送及び面接（詳細は以下のとおり）

図表 1-1-1 郵送及び面接の調査方法

	郵送による調査		面接による調査
標 本 数	住民基本台帳より、18 歳以上の 外国人 1,000 人を無作為抽出		30 人 (日本語教室 20 人,その他 10 人)
期 間	2023 年 10 月 5 日～26 日		2023 年 9 月 15 日～11 月 30 日
回 収 数	郵送	LoGo フォーム	30 人
	144 人	74 人	
	合 計 248 人		

※面接による調査は、特定非営利活動法人たちかわ多文化共生センターに委託して実施。

(8) 集計方法

- 集計は、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、数値の合計が100.0%とならない場合がある。
- 基数となる実数は、Nとして表示してある。

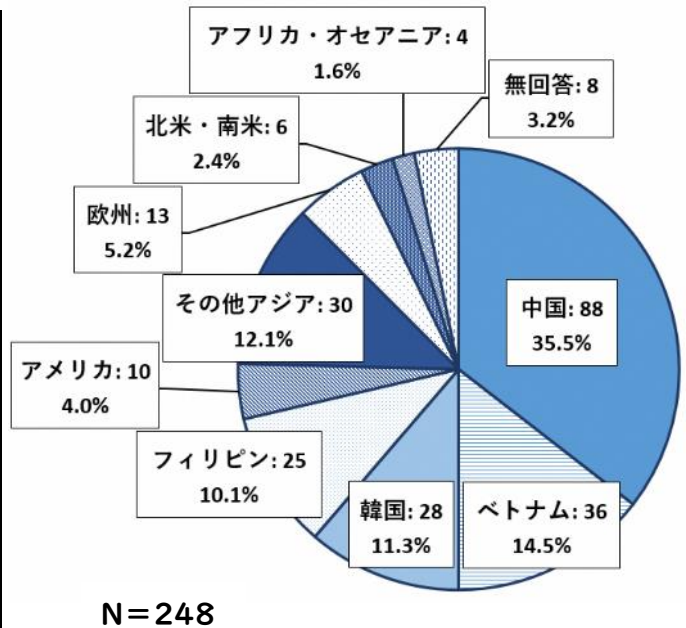
●回答者の属性

(1) 国籍

(人)

中国	88
ベトナム	36
韓国	28
フィリピン	25
アメリカ	10
タイ	8
インドネシア	5
台湾	5
イギリス	4
ドイツ	3
ブラジル	3
フランス	3
日本	3
インド	2
スリランカ	2

ネパール	2
オーストラリア	1
ガーナ	1
カンボジア	1
コロンビア	1
コンゴ共和国	1
スウェーデン	1
トーゴ	1
ペルー	1
ミャンマー	1
メキシコ	1
モンゴル	1
ルーマニア	1
ロシア	1
無回答	8



(2) 母語

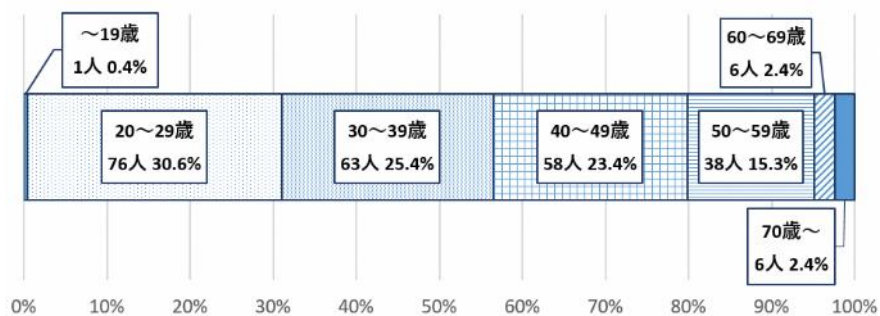
(人)

英語	21
中国語	95
韓国・朝鮮語	23
ベトナム語	36
タガログ語	22

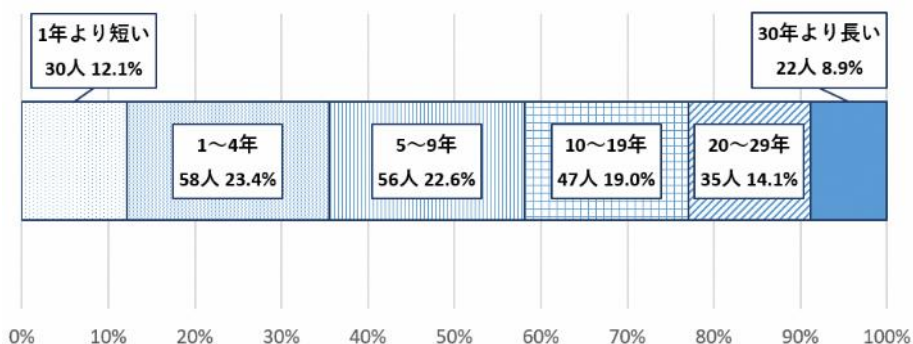
ネパール語	3
インドネシア語	5
ポルトガル語	4
日本語	7
その他	32

【その他】タイ語 8、フランス語 5、スペイン語 3、モンゴル語 3、シンハラ語 2、ドイツ語 2、ヒンディ語 2、クメール語 1、ルーマニア語 1、スウェーデン語 1、ミャンマー語 1、ロシア語 1、広東語 1、無回答 1

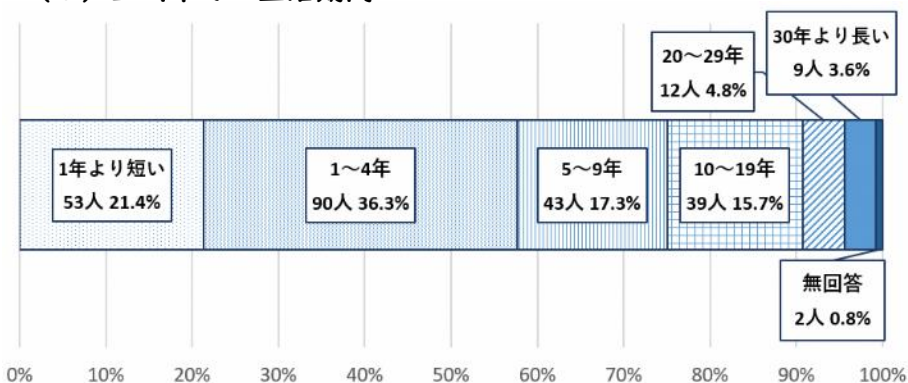
(3) 年代



(4) 日本での生活期間

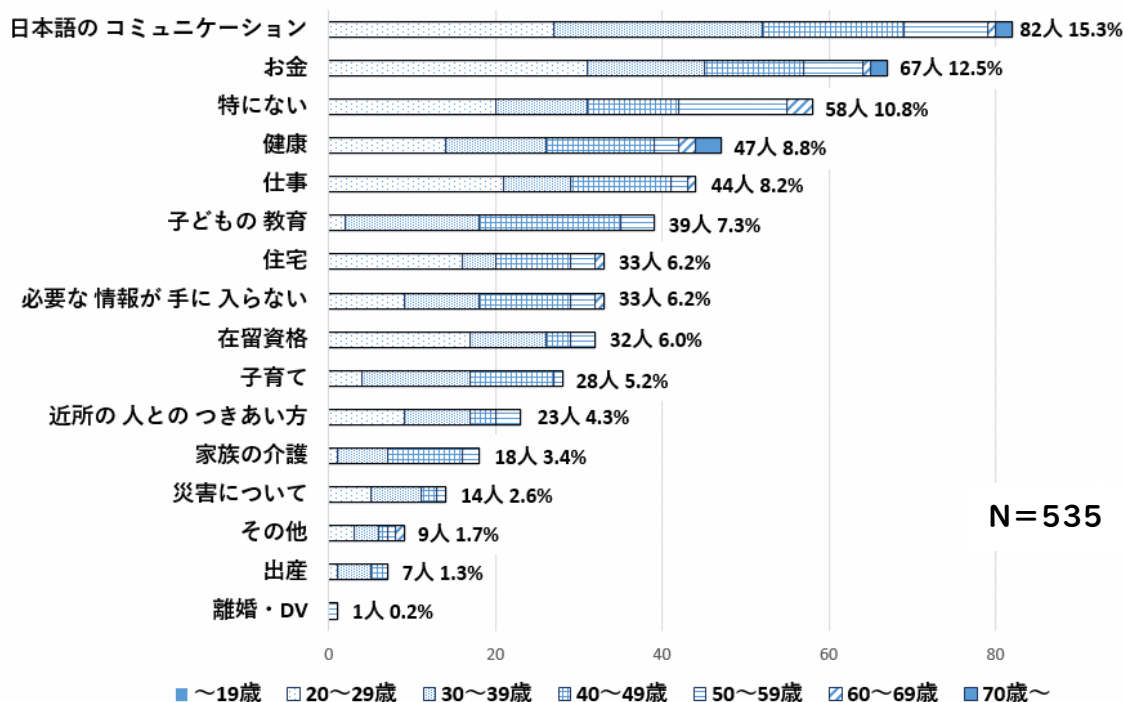


(5) 立川市での生活期間

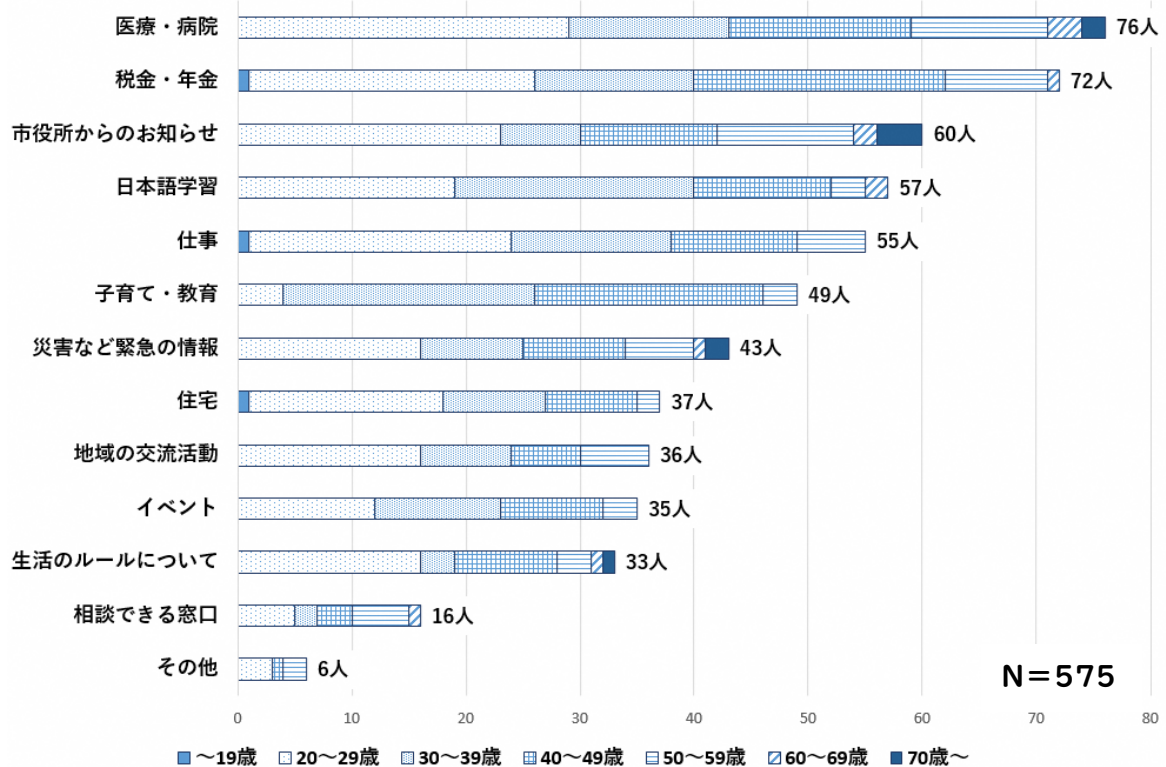


●調査結果

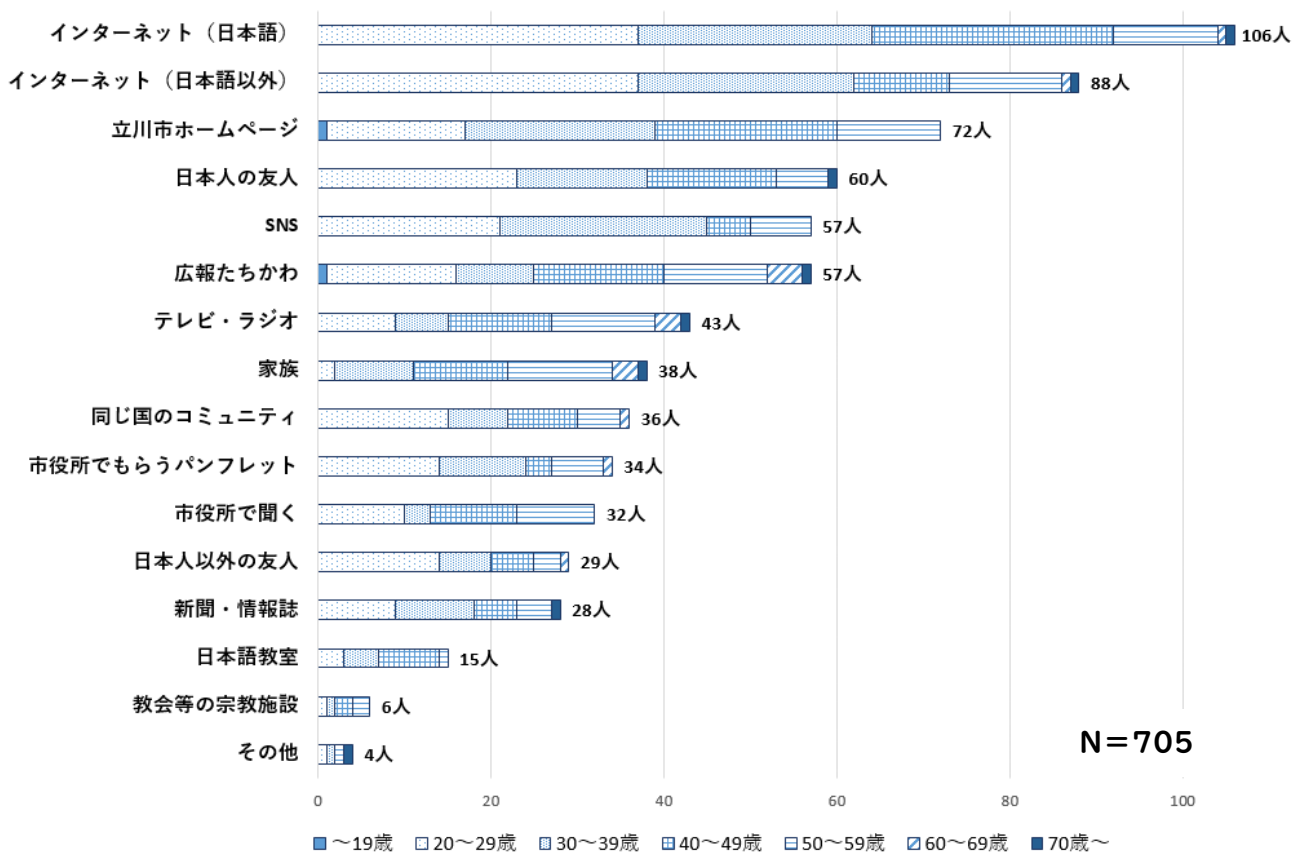
今、困っていることはなにですか。(あてはまるものを全て選択)



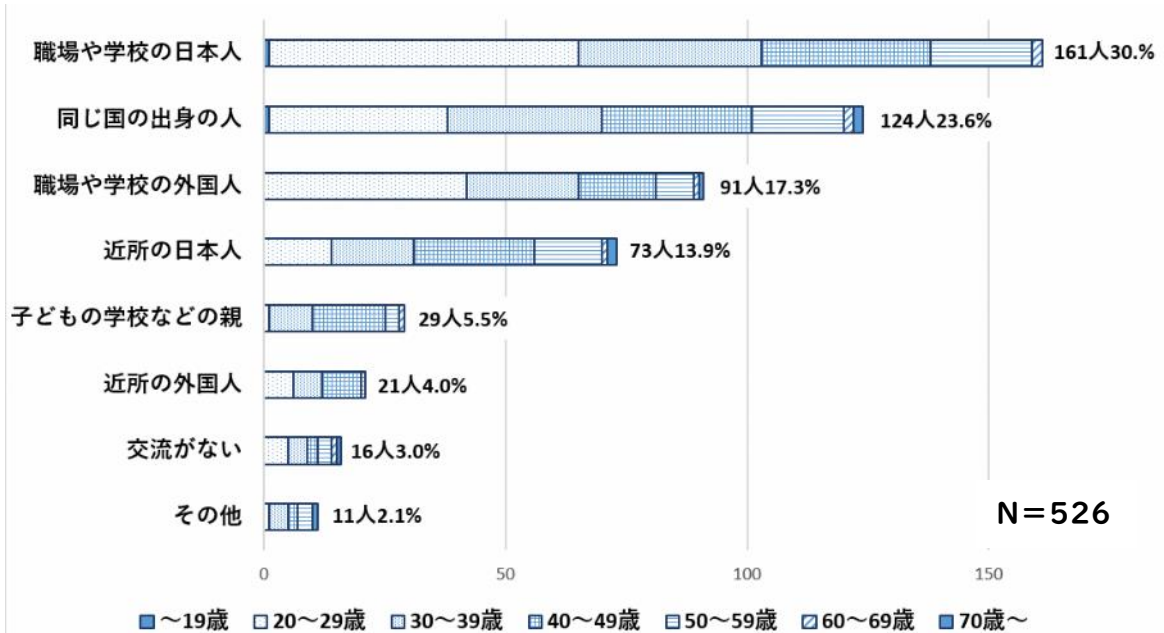
どのような情報が必要ですか。(3つまで選択)



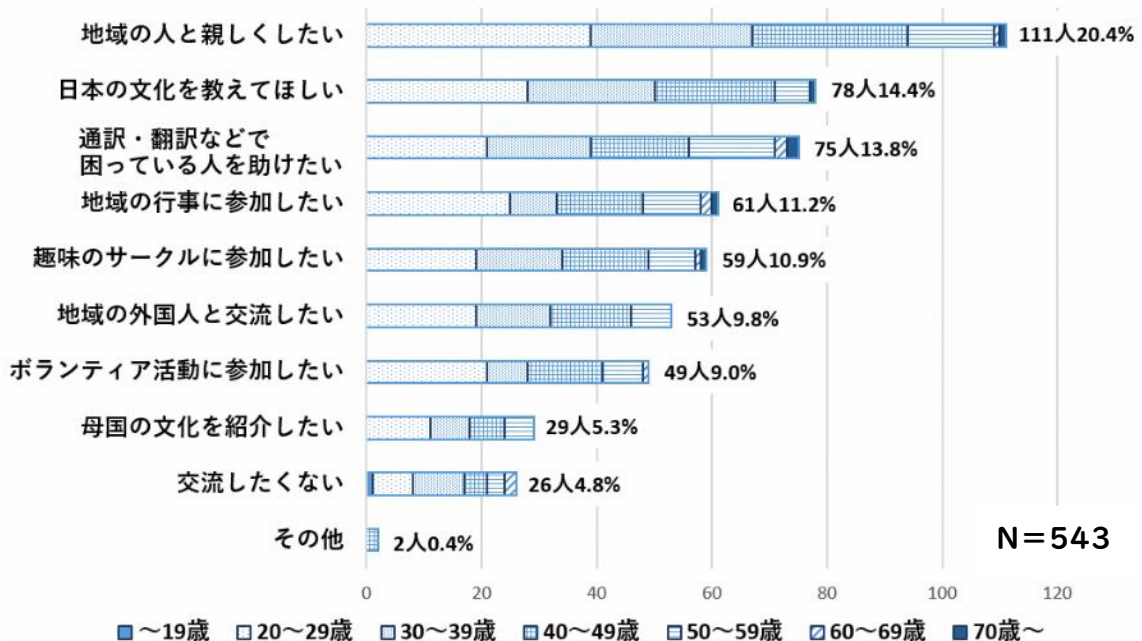
必要な情報をどのように手に入れますか。(あてはまるものを全て選択)



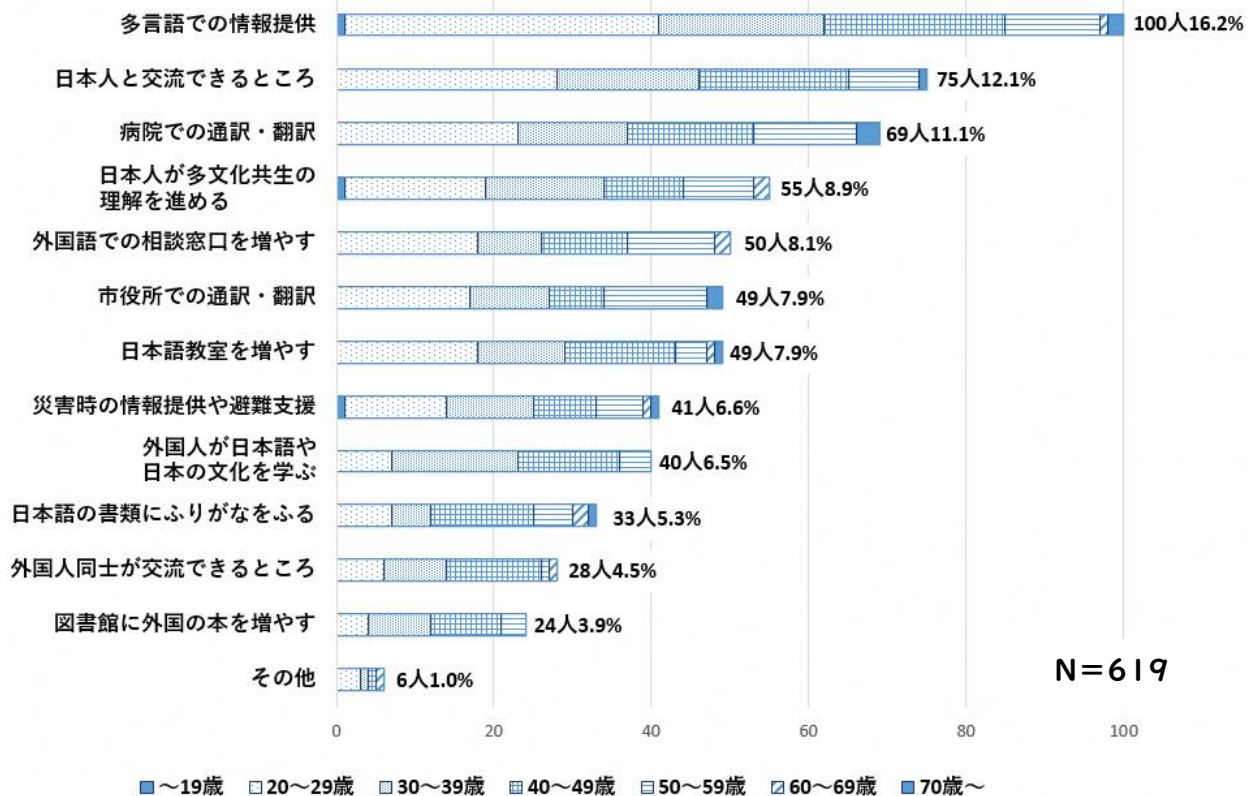
普段どのような人と交流がありますか。(あてはまるものを全て選択)



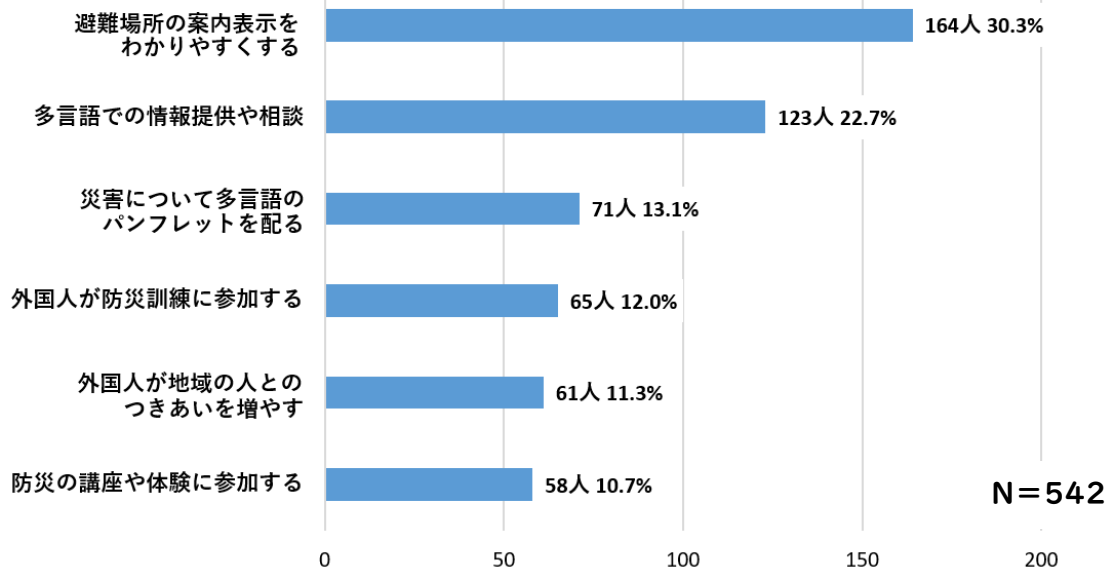
地域でどのような交流がしたいですか。(あてはまるものを全て選択)



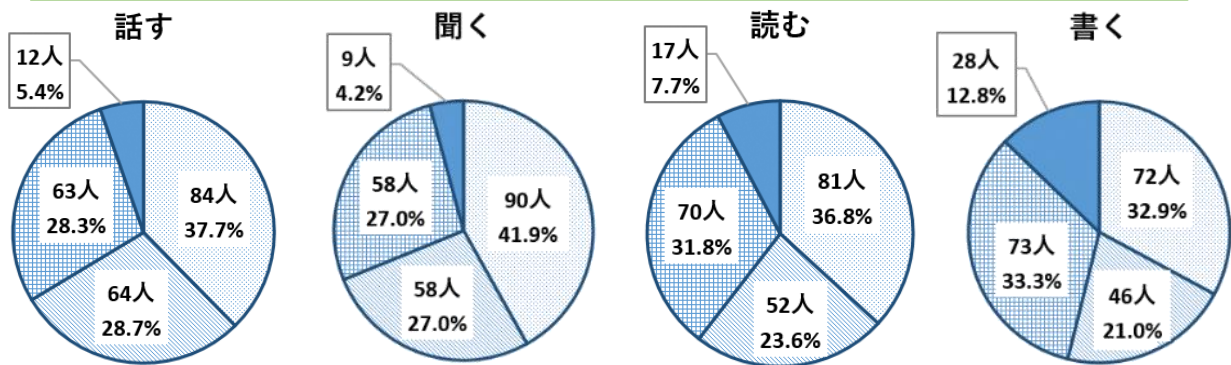
外国人もくらしやすい立川市にするために必要なことは何ですか（3つまで選択）



災害が起きた時に困らないために何が必要ですか。（あてはまるものを全て選択）

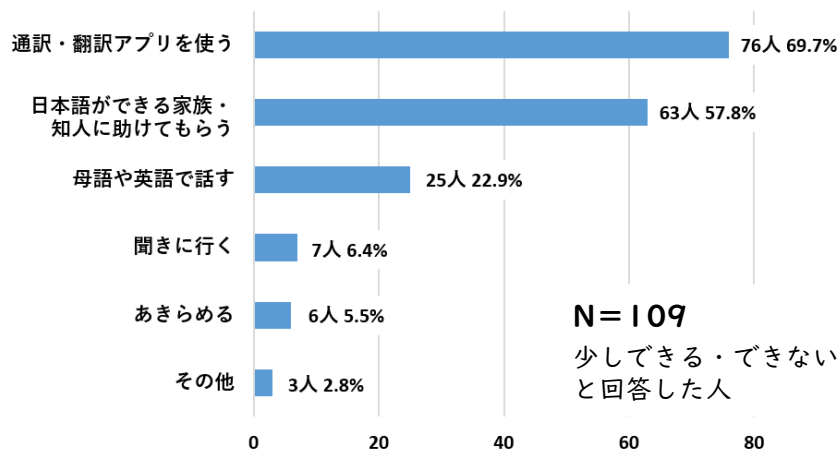


あなたはどのくらい日本語ができますか。



■ できる ■ だいたいできる ■ すこしできる ■ できない

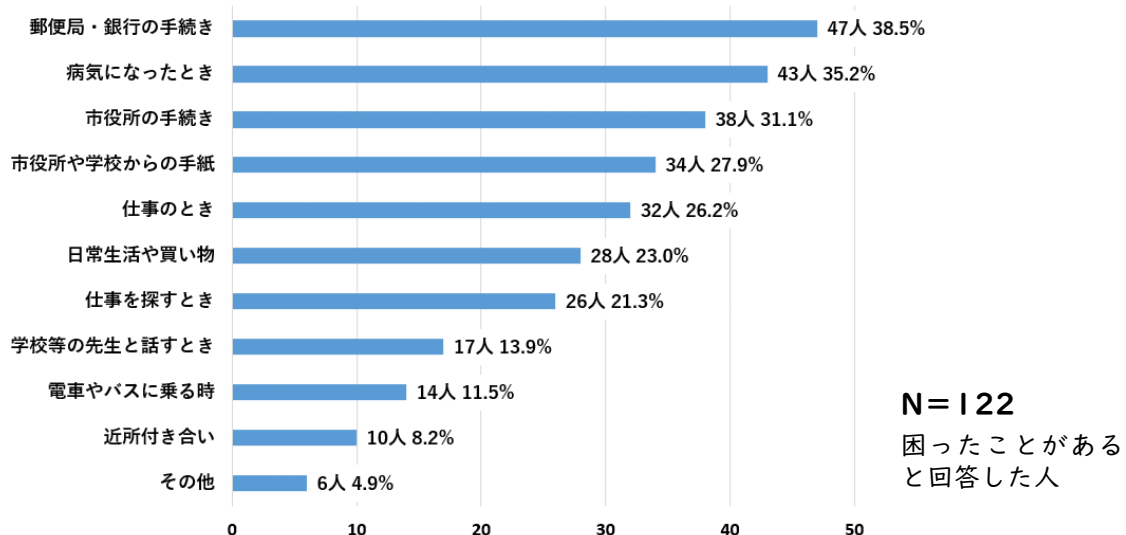
日本語がわからないときどうしますか。



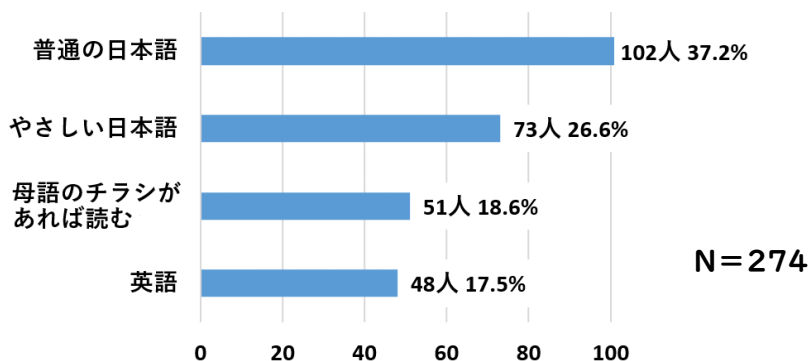
日本語がわからなくて困ったことがありますか。

ある 122人 (52.6%) / ない 94人 (40.5%) / 無回答 16人

最近1年間に困ったことがあるものを選んでください。(あてはまるものを全て選択)



ちらしやパンフレットなどがあつたとき、どの言葉で読みますか。(複数回答あり)



学校等で、子どもが困っていることは何ですか。(あてはまるものを全て選択)

特に困っていない	50 人	56.2%
受験に合格できるか心配	15 人	16.9%
学校に行きたくない	6 人	6.7%
日本語がわからない	5 人	5.6%
母語で手伝ってくれる人がいない	5 人	5.6%
相談できる人がいない	5 人	5.6%
友達ができない・いない	4 人	4.5%
勉強がわからない	3 人	3.4%
日本語を教えてくれる人がいない	3 人	3.4%
先生が気にしてくれない	3 人	3.4%
その他	6 人	6.7%

学校等で、親が困っていることは何ですか。(あてはまるものを全て選択)

特に困っていない	32 人	36.0%
教育かかるお金が高い	26 人	29.2%
進学・進路・受験のことがわからない	24 人	27.0%
学校等のしくみがわからない	10 人	11.2%
子どもが母語を忘れてしまう	10 人	11.2%
先生とのコミュニケーション	9 人	10.1%
学校からの手紙がわからない	9 人	10.1%
他の保護者とのコミュニケーション	9 人	10.1%
その他	2 人	2.2%

〔資料ダウンロード〕

外国人のための 生活ガイド	https://www.city.tachikawa.lg.jp/gaikoku/info/1001695.html	
立川市 外国人のための 防災ハンドブック	日本語 https://www.city.tachikawa.lg.jp/gaikoku/bosai/1021469.html	
	英語 https://www.city.tachikawa.lg.jp/gaikoku/bosai/1020728.html	
	中国語 https://www.city.tachikawa.lg.jp/gaikoku/bosai/1020727.html	
	韓国語 https://www.city.tachikawa.lg.jp/gaikoku/bosai/1020726.html	
	ベトナム語 https://www.city.tachikawa.lg.jp/gaikoku/bosai/1020725.html	
立川市在住外国人 アンケート調査結果	https://www.city.tachikawa.lg.jp/kanako/bunka/1003077/1021241.html	
立川市第5次多文化 共生推進プラン検討 会議提言書	https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/sanka/1006064/1006088/1006223/1006227/1006245.html	
立川市第4期多文化 共生推進委員会 報告書	https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/sanka/1006064/1006088/1006223/1006227/1006246.html	

立川市第5次多文化共生推進プラン

令和7(2025)年6月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042-523-2111 (代表)

FAX 042-527-8074

ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 市民部市民協働課